

2024年9月25日

森脇 久紀

森脇議員

日本共産党の森脇ひさきでございます。

能登半島での豪雨災害で、被災された方々にお見舞い申し上げます。

また、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。震災からの懸命な復興途上だっただけに本当に無念です。1日も早い復旧・復興へ私たちもできる支援をがんばりたいと思います。

(1) 賃金の引上げについて

まず、賃金の引き上げについてです。相次ぐ物価高騰のなか、それを上回る賃金引き上げが緊急に求められています。

今年の中央最低賃金審議会は、「時間額50円増額」という最低賃金の改定の目安を示しました。これを受け、岡山地方最低賃金審議会は先月、現行の時間額を50円引き上げて982円に改正するよう答申しました。しかしこの水準でもまだ物価高に及びません。安倍内閣が発足した2012年から23年までの11年間で、実質賃金は33.6万円減少する一方、大企業の純利益は3.2倍で43兆円増えています。私は、政治の力を発揮して、大企業の利益を中小企業に還元させることを国に求めることや、中小企業に対し賃金引き上げのための財政支援をおこなうなど、対策を講じる必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

非正規雇用労働者の賃金引き上げも急務です。県が採用する会計年度任用職員、県有施設を管理する指定管理者が雇用する職員、県と業務委託契約を交わしている相手方の職員、公共事業の発注先についても、単価を引き上げ賃金に反映させることを求める仕組みや、いわゆる公契約条例の制定も必要だと思っておりますが、現在のとりくみもあわせて知事の見解を伺います。

知事

日本共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

賃金の引き上げについてのご質問であります。

まず、中小企業への支援についてであります。賃上げは、各企業の業績や労使関係などを基に決定されるものであり、お話の国への要望などは考えていないところであります。

企業が持続的な賃上げを実現するためには生産性の向上が不可欠であることから、経営革新計画の策定や販路開拓など、中小企業の稼ぐ力の強化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、県の取組についてであります。会計年度任用職員の給与水準については、職務内容等を踏まえ、適切に決定しており、また、指定管理や業務委託、公共工事の労務単価については、経済情勢に応じた見直しを行っているところであります。

企業における賃金などの労働条件については、労働基準法等の労働関係法令で定められている範囲内において、労使間で自主的に決定することが原則とされていることから、お話の仕組みづくりや条例の制定は考えていないところであります。

以上でございます。

森協議員

ご答弁ありがとうございました。県として様々な中小企業を応援されていると思います。例えば6月補正でも生産性向上の予算が組まれたり、私たちもこれに賛成もしているんですけども、しかし同時にこの時期ですね、急激な物価高騰が長く続いています。これを考えれば緊急に賃金引上げが求められると思うのですね。そういう認識というのは知事ございませんでしょうか。

知事

物価上昇を上回る賃金引上げ、これは好循環にとって大事なことだと思いますけれども、どのような形で賃金の引き上げが実現するか、そこのやり方はいろいろであり、間違えてはいけないと考えております。

森協議員

このパネルですけれども（パネル表示）質問でも言いましたけれども、大企業の純利益3.2倍62.5兆円。これ2012年との比較ですけれども、大きく儲けを増やしています。内部留保だとか、資産家の賃金が上がるとか、こういったまさに私から言わせれば大企業独り占めと。これをしっかりと中小企業や働く人たちの賃金に還元させる、これは国じゃないとできないと思うんですね。これをしっかりと回せるような仕組みを、国に求めてほしいというのが質問の趣旨でして、こういった認識というのは持たれませんか。知事どうでしょう。

知事

大企業の利益を奪って大衆に配る、中小企業に配る、というのは見た目非常に良さそうに見えるわけでありまして、それを行ったのが旧ソ連、毛沢東中国でありまして、あまり経済的にはうまくいかなかったというのが歴史の教訓ではないかと考えております。

森協議員

かつてソニーの会長であった盛田昭夫さんがですね、1990年代なんですけれども、日本の労働者は長時間労働で賃金が安いと。下請けとの不平等な関係がある、といったことを指摘してですね、これを1社で解決しようと思ったら、改革した1社が経営危機に陥ってしまうじゃないか、そういう論文を書かれ、読んだ覚えがあります。今、新自由主義の嵐が吹く中で、逆の方向に政治が動いているんですね。この盛田会長が指摘されたよう

に、国の政治の仕組みとして、やっぱり働く人たちの賃金、そこが増えないと消費も上がらない、経済が好循環しないと思うんですけども、こういうところにぜひ、知事も耳を傾けていただきたいなと思っております。思いがあればどうでしょう。

知事

実際、生活者・消費者一般の人の暮らしが向上しなければ、そこにいろいろな財やサービスを提供する会社もいずれ行き詰るわけでありまして、国民の多くの人が生活にゆとりを感じて暮らせるようにならなければいけない、これは政治もしくは経済もすべての人の願いであろうと思っておりますけれども、どういう形で作っていくのか、そういう順番で実現していくのか、というところが非常に大事だと思っております。その順番を間違えないようにすれば好循環がつながって行くことになると考えています。

森協議員

(2) ジェンダー平等について

次にジェンダー平等について伺います。

共同通信は15日、全国の知事と市区町村長に実施した選択的夫婦別姓についてのアンケートの結果を発表しました。そこでは、選択的夫婦別姓を容認する回答が78%、反対は17%ということでした。県内では、容認が69%でした。知事は、賛否を明確にしていまませんでした。その理由とともに、選択的夫婦別姓についての認識とあわせ知事に伺います。

同性婚も従来の婚姻とほぼ同等の権利を認めるパートナーシップ制度を導入する自治体が一気にひろがっています。自分らしく生きる社会への第一歩としてたいへんうれしく思います。渋谷区が民間団体と共同で実施した調査によると、パートナーシップ制度を導入している自治体は、6月28日時点で25都府県、430以上の市区町村で、人口カバー率は8割を超えたということです。県内自治体では、13市町が導入しています。県でも制度導入を強く望みますが、知事はどうお考えでしょうか、伺います。

この項最後に、男女の賃金格差についてうかがいます。令和4年度分から、「職員の給与の男女の差異」を公表することとなりました。本県の知事部局職員について、給与の男女の差異と差異解消に向けたとりくみについて、総務部長に伺います。

知事

お答えいたします。

ジェンダー平等についてのご質問であります。

まず、選択的夫婦別姓についてであります。この問題は、姓を改める側の社会的不利益の解消に失するという意見がある一方、婚姻制度や家族の在り方などにも関連することから、国民の理解の下、広く丁寧な議論が行われるべきものと考えており、その動向を見守ってまいりたいと存じます。

次に、パートナーシップ制度の導入についてであります。まずは、住民に身近な市町村において、環境が整ったところから広がっていくことが望ましいと考えております。

県としては、性的マイノリティの方に対する理解が深まるよう、引き続き、市町村とも協力しながら啓発等に取り組んでまいりたいと存じます。
以上でございます。

総務部長

お答えいたします。

知事部局の男女の給与の差異についてであります。国が定める算出方法によると、令和5年度の女性職員の平均給与は男性職員の79.2%となっております。

主な要因として、常勤職員については、扶養手当や住居手当の支給状況、時間外勤務の状況、年代ごとの男女比率の違いによるもの、常勤職員以外の職員については、再任用職員や会計年度任用職員といった任用形態ごとの男女比率の違いが影響していると考えております。

今後とも、こうした数値の把握・分析を行いながら、女性職員の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスの推進など、人事行政の適切な運営に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

1番目の選択的夫婦別姓についてですけれども、世論調査を見ますと、どの調査でもだいたい8割が賛成している。また働く女性の方への調査ですと、圧倒的多数が賛成という状況になっていますよね。私たちはジェンダー平等、人権の課題として導入を求めているわけですけれども、経団連を見ますと、ビジネスの問題、まさにグローバル社会で活躍する課題としてこの制度の導入を求めているらっしゃる、と。色んな理由はあると思うのですが、経済界出身の知事としてそういう声も聞かれていると思うのですが、どうなんですかね、そういう制度の導入の後押しを、という思いがしますが。

知事

経済界出身者としてどうか、ということでございます。経済界の方が一般的には選択的夫婦別姓について寛容な人が多い、というのが私個人の印象でございます。実際このことについてはどういう知り合いを持っているか、ということです。いぶん意見は違ってこようかと思えます。私の知り合いにもこの問題で悩んでいる人も知っていますし、ただこの問題、そういう方向で色々な制度を変えたときに、どういう副作用が出てくるかということに対する調査が十分進んだ、とも言い切れないところもでございます。ここはぜひ国民的な議論がまだまだ必要だと考えております。

森協議員

選択的夫婦別姓については議論がかなりされていると思うのですよね。諸外国で何か不平

等が起こっているということはないわけですから、ぜひそういう認識を持って欲しいと思います。

知事部局の職員についてなんですけれども、やはり会計年度任用職員が少し増えているのではないかという思いもしております、そこでどうしても女性が増えるという状況になると思います。専門職に関わる会計年度任用職員ですね、相談だとか。やはりそういうところは正規に置き換えていくということが、その格差を縮めて行くきっかけにもなるのではないかと思います。そのあたりどうでしょうか。

総務部長

再質問にお答えします。議員ご指摘の通り、相対的に給与水準の低い会計年度任用職員、女性が多いというのは、これは事実でございます。ただ我々これは一般職員、あるいは非常勤も含めてですね、採用にあたって男女で差をつけている、ということは決してございません。ただご指摘の点も踏まえまして、広く男女隔たりなく採用できるようなことについて、課題としては認識した上で今後取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

森協議員

先ほどの総務部長のご答弁ですが、ちょっと私の認識と違うんですけれども、時間がないので次の質問に移ります。

(3) 就労継続支援A型事業所への支援について

次に就労継続支援A型事業所への支援について伺います。

すでに報道されているように、就労継続支援A型事業所の閉鎖が相次ぎ、8月13日発表の共同通信の調査では、県内では388人の解雇・退職、18か所の事業所廃止と、中四国以西では最多となっています。

このような事態になったのは、今年4月、生産活動収支の悪い事業所に対して国が報酬削減をおこなったためです。もともと就労継続支援A型事業所の生産活動は、全国的に「5割は赤字」と言われており、そんな中でも生産活動収入を増やそうと、どの事業所も必死に努力していました。その途上で大きな報酬削減がおこなわれたために、「赤字」の事業所は、廃止か就労継続支援B型事業所への移行等を余儀なくされることになったのです。これで犠牲になるのは一生懸命働いていた障害のある人たちです。「収益が上がらなければ廃止せよ」と言わんばかりの国のやり方に怒りが込み上げます。このような大幅な報酬削減の仕組みを撤回するよう国に要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。就労継続支援A型事業所の厳しい状況への認識もあわせて知事に伺います。

解雇された方々の再雇用や別のサービスにつなげるとりくみ、誰一人路頭に迷わせないとりくみが重要です。すでにハローワーク等の相談窓口においても支援が行われてきましたが、現時点で解雇された利用者の方々はどのような状況にあるでしょうか。また、利用するサービスの変更等によって収入が減る方など各種相談に対応できる窓口を紹介するなど一人ひとりに寄り添ったとりくみも必要だと思います。あわせて子ども・福祉部長に伺います。

生産活動での収益があがらず、苦勞している就労継続支援A型事業所が少なくありません。7月にわが会派がおこなったアンケートでは、「高い収入が得られる仕事を見つけるのが難しい」「新しい仕事があっても、障害の程度等によってうまくできない」「日常の運営に手が取られ、新しい仕事を見つける人手も時間もない」などの声が寄せられました。収入の向上をめざして前向きにがんばろうとしている事業所に対し、行政のさらなる支援が必要だと強く感じました。事業所まかせにせず、伴走型で生産活動を支援したり、産業分野に精通した人による生産活動のマッチングを手助けすることも必要だと思います。子ども・福祉部長に伺います。

知事

お答えいたします。

就労継続支援A型事業所についてのご質問であります。

国への要望等についてであります。県内でも、今般の報酬改定の影響等による事業所廃止の事案が生じているところと承知しております。

そうした状況も踏まえ、現在、国において実態調査が行われており、その結果を勘案しながら対応が検討されるものと認識しており、まずは、今後の国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

子ども・福祉部長

お答えいたします。

まず、解雇された利用者の状況等についてであります。事業所を廃止する事業者は、その責務として、利用者が継続してサービスを受けられるよう調整を行うこととされており、今般の廃止事案についても、各事業者において対応がなされているところであります。

その上で、県においては、所管の事業所について、調整が困難なケースへの助言や障害者就業・生活支援センター等の相談窓口の紹介等を行っており、現在までに、県所管事業所の利用者については、希望する人全員の次の就労場所が決まっている状況であります。

次に、事業所支援についてであります。生産活動収支が赤字の事業所に対しては、毎年度、経営改善計画の提出を求め、その取組状況を確認するとともに、必要に応じて公認会計士等の専門家の意見も参考にしながら、経営改善に向けた指導を行っております。

また、県セルフセンターを通じた共同受注や事業所を対象とする賃金向上研修、農福連携のマッチングの取組等を行っており、今後とも、こうした取組により、事業所の生産活動を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

就労継続A型事業所について、ちょっと私の思いと違ったところもあったんですけども、今後も事業者の要望をよく聞いていただいて、できる限りの支援を力強くお願いしたい

と思っております。

(4) 教員の働き方改革について

次に教員の働き方改革について伺います。

中央教育審議会は8月、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申しました。

答申では、現場の先生方が強く求めていた教職員定数の抜本改善は先送りされ、加配定数の改善にとどまりました。教職調整額を支給する給特法の仕組みについては、支給額の引き上げはあったものの、長時間労働の法的な歯止めとなる残業代支給のしくみは否定しました。さらに、新たな職とこれに対応する給料表の新たな級の創設などを盛り込みました。

このような答申に対して、学校現場から「『定額働かせ放題』の基本は変わらず、定数改善もなく、これで抜本的な改善につながるのか」「管理統制が強まるのではないか」など疑問と危惧の声が上がっています。この答申に対する教育長のご所見をお聞かせください。

次に、文部科学省が平成31年3月に通知した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」にもとづいて、いくつか教育長に伺います。

通知では「業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策」として、①教師の業務は「スクラップ・アンド・ビルドを原則とすること」「学校に対して新たな業務を付加する場合には積極的に調整を図る体制を構築すること」、②教員の研修について、「研修の整理・精選」「報告書の簡素化」、③学校指定による先導的な研究や学校における研究事業について、「テーマの精選や書類の簡素化、成果発表の在り方の見直し」が書かれています。これら3点について県教委のとりのくみはいかがでしょうか。お伺いします。

さらに文科省通知では、学校での見直し・削減が求められるものとして、①必ずしも適切と言えない業務や本来は家庭や地域社会が担うべき業務、これは「大胆な削減」とされています、②学校が作成する計画等の見直し、そして③学校での業務削減にむけて、教職員の話し合いの機会を設けることも示されています。これらについて学校での取り組みはいかがでしょうか。伺います。

この項最後は、教職員定数改善についてです。増え続ける業務に伴う多忙化が教員のなり手不足に拍車をかけています。業務の大胆な見直し・削減も進めながら、抜本的には教職員定数の大幅増が欠かせないと思います。教職員の定数改善を、国にさらに強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長に伺います。

教育長

お答えいたします。

教員の働き方改革についてのご質問であります。

まず、答申への所見についてであります。本答申は、教師の処遇改善と働き方改革のさらなる加速化、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進するとした重要な内容を含むものであり、県教委としても、国における、その確実な実現に向けた取組を期待しているところであります。

次に、業務の役割分担等の取組についてであります。業務のスラップ・アンド・ビルド等については、予算要求において、必要な事業に精選しているところであり、また、市町村教委や学校に対しても、これまで当たり前だったことを含め、見直しを行うよう指導・助言しております。

教員研修については、研修日程の縮減に加えて報告書等も簡素化しており、オンラインでの遠隔研修やオンデマンド研修を積極的に導入するなど、実施形態も工夫しているところがあります。

先導的な研究等については、必要性の高い取組を精選し、成果報告等も学校の過度な負担とならないよう、簡素化に努めているところがあります。

こうした取組により、今年度の教職員の勤務実態調査では、令和元年度と比較して、全ての校種で時間外在校等時間が大幅に減少するなど、着実な成果が見られているところがあります。

次に、業務の見直し等の取組についてであります。家庭や地域社会が担うべき業務等については、地域行事における補導業務を保護者が行うなどの取組が進んでいると聞いております。

学校が作成する計画等の見直しについては、計画間で重複する項目を整理するなど、効果的な計画の作成に努めているところがあります。

また、教職員の話し合いの機会については、教育活動の振り返りを行う教職員会議等の場において、削減も含めた業務の適正化について協議しているところがあります。

次に、教職員の定数改善についてであります。これまでも県独自の国に対する提案や全国都道府県教育長協議会等を通じて要望してきたところがあります。

国は、今回の答申を踏まえ、来年度予算の概算要求において、小学校における教科担任制の拡充や、生徒指導担当教師の全中学校への配置など、大幅な改善要求を行っているところであり、その状況を注視するとともに、必要に応じて、今後も国に対して教職員の定数改善の提案を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

ご答弁いただきまして丁寧にありがとうございました。教師の業務はスラップ・アンド・ビルドを原則ということと、もう一つ、ここに学校に対して新たな業務を付加する場合は積極的に調整を図る体制を構築する、とあります。この積極的に構築を図る体制、私は人員配置のことじゃないかなというふうにも理解しているわけですがけれども、どうでしょうか。教育長、実際そういうことになっているかどうかも併せて、お願いします。

教育長

再質問にお答えいたします。新規事業を行う場合の調整の機能、というようなご質問でございますけれども、これにつきましては担当課の方で新規事業検討する際にまずは働き方改革の視点を持って検討し、さらに幹部による検討会議の場です。さらにそういった課を

超えた部分の調整、といったところで機能を果たしている、という風に考えているところでございます。以上でございます。

森協議員

ということは、教育委員会の中での体制ということなんですね。学校に付与する場合には学校での体制整備が必要じゃないかなと思いますが、ここは教育委員会での取り組みということでしたけれども、学校に対してもそういうことが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

教育長

再質問にお答えします。例えば授業とか、研究指定等、学校にお願いをすると。指定をする、という際に学校の負担にならないように、という部分につきましてもこれは教育委員会の中で、その学校がどういう状況なのか、といった部分ですね。課題のある学校であればそういった課題を優先しないととけない、という場合もございまして、それから研究指定等もすでに学校がある程度その分野で取り組んでいると。そういったところをさらに充実させるための研究指定というようなことですね。別途新しいものというのではなくて、そういったところの配慮もしながらですね、こういった事業を進めているところでございます。

森協議員

ありがとうございます。取り組みを通じて在校の時間は減少した、ということで大変嬉しいことなんですけれども、同時に持ち帰れるものは持ち帰る、というような話も伺うんですね。そういったことは掌握されておられますか。

教育長

再質問にお答えします。持ち帰りの時間のことについても把握しながら、働き方改革に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

森協議員

(5) 政治資金について

最後に、伊原木知事の後援会「いばらぎ隆太後援会」の政治資金問題についてうかがいます。

6月議会の氏平議員の質問に対する答弁では、「検察の指摘に従った形で」収支報告書を訂正したということでした。実際に訂正された収支報告書を見ました。訂正箇所の一つは、知事に関わる5つの政治団体からの寄付で、これらはすべて削除されていました。5つの政治団体のうち確認できた3つの団体の収支報告書をみると、たとえば令和2年度は、知事の父親から各政治団体にそれぞれ150万円寄付され、その金額がそのまま知事の後援会に寄付されていました。これらの記述はすべて、今年3月までの訂正で削除されていました。このような寄付は実際にはなく、虚偽だったということでした。

まず伺いたいのは、政治資金規正法では、1 人の人が 1 つの政治団体に寄付できる金額に量的規制があるにも関わらず、幾つかの政治団体を經由して寄付金を 1 つの後援会にまとめるという、いわゆる「迂回寄付」が、知事の後援会においておこなわれていたことです。このような寄付は、知事が最初に当選された直後である平成25年分の収支報告書から始まっています。これに知事は今まで違和感を持たなかったのでしょうか。伺います。

さて、訂正箇所2つめは、父親への「借入金返済」に充てた金額が削除されていました。また、債権放棄との記載も削除されていました。実際には、「返済」や「債権放棄」はなかったということです。

3つめは、父親からの「借入金残高」がばっさり削除され、借入金は「なし」となりました。記載されていた借入金残高は、12年前の選挙に際し知事の父親から資金提供された1億5400万円を「借入金」としていたのが発端です。これを削除したということは「借入金ではなかった」という検察の指摘を、知事や後援会は承諾したと受け取れます。しかし6月議会で知事は「借り入れであったとの認識」と答弁されましたが、そうであるなら、その根拠を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(2)

また、6月議会の答弁で知事は、今回の政治資金規正法違反について「政治資金に関する基本的な理解が不足していたことによる」との見解を示されました。先ほど主な訂正点を3つあげましたが、理解不足ととれるのは債権放棄に関する認識の違いくらいで、迂回寄付の問題も、借入金返済がなかったという問題も、当初の資金提供を「借入」にした問題も、とてい理解不足とは言えない、意図があって虚偽の報告書を作成していたとしか考えられません。知事はどういう点をもって理解不足によるものだったと考えるのか、具体的に示していただきたいと思います。

父親からの資金提供について、政治資金規正法の理解不足ということであれば、普通、提供した父親の「あげたお金」という意向により寄付金として収支報告するのではないのでしょうか。迂回寄付のところでも述べましたが、父親が各政治団体におこなった寄付の最高額は、それぞれ法の上限である150万円でした。この点をもっても、法を知っていたからこそ、「寄付」だとまずいので「借入」として報告書に記載したのではないかとの疑問が残ります。やはり寄付だったのではありませんか、いかがでしょうか。(4)

収支報告書の訂正箇所をみるなかで、「はて？」と、素朴な疑問を抱きました。ここまで述べてきたのは、検察に摘発されて対象となった令和2年分から4年分までのことですが、それより前の収支報告書でも、同様の虚偽記載があると考えられます。たとえば「借入金残高」は、令和2年から無くなったということではなく、元々なかったわけです。そこで知事が最初に立候補した平成24年分から知事に関する政治団体の収支報告書を見てみました。そうしますと、父親への「借入金返済」として平成25年に3500万円、26年に2800万円、27年に2000万円、さらに29年に1200万円と、それぞれ記載されています。これらの原資、元になっている収入には知事の資金管理団体からの寄付も含まれています。資金管理団体の収入の多くは政治資金パーティーによる収入、知事を応援する方々や企業等からの善意の寄付です。何度も言いますが、検察の判断は、父親からの「借入」も「返済」もなかったということですから、「借入金返済」としているこれらの支出は、実際

にはなかったと考えるのが自然ではないでしょうか。実際どうなっていたのでしょうか。知事はこのことに何の疑問も持たれなかったのでしょうか。後援会から説明を受けておられないのでしょうか。あわせて伺います。

いま指摘しましたような様々な疑問が出てきます。これも結局、上限を大幅に超えた資金を受け取り、本来は寄附だったのに、収支報告書に借入と記載したことが発端と言わなければなりません。もっとも大きな問題は、上脇博之神戸学院大学教授も指摘しているように、政治資金規正法にうたわれる量的規制を上回る資金、まさに違法な資金を力に当選されてきたということです。民主主義の冒涇であり、政治的・道義的責任が問われる問題ではないでしょうか。ご認識をお聞かせください。

知事

お答えいたします。

政治資金についてのご質問であります。

まず、違和感についてであります。私としては、令和3(21)年12月に問題が指摘されるまで承知しておりませんでした。その後は、後援会において関係者からの聴取や知見を有する方などの助言を受けるなど、適切な対応に努めてきたところであります。

次に、認識の根拠についてであります。当時の私や後援会としては、後援会に対する親族からの資金提供は借入れであったとの認識であり、寄付を受けたとの認識はなかったところであります。

しかしながら、現時点では検察の判断が出たことから、これを重く受け止め、収支報告書の訂正を行ったところであります。

次に、理解不足についてであります。政治資金の取扱いについて、後援会としては適切な経理処理に努めてきたところでありますが、このたびの検察から指摘を受けたという事実をもって、後援会のみならず私自身、政治資金に関する基本的な理解が不足していたと思に至ったところであります。

今後こうしたことが起きないように、専門知識を有する第三者を交えた経理処理体制を確立したところであります。

次に、資金の認識についてであります。私や後援会としては、親族からの資金提供は借入金であると認識していたところであります。

次に、借入金返済等についてであります。当時の私や後援会としては、後援会に対する親族からの資金提供は借入れであったとの認識であり、寄付を受けたとの認識はなかったところであります。

しかしながら、現時点では検察の判断が出たことから、これを重く受け止め、後援会とも相談して収支報告書の訂正を行ったところであります。

次に、政治的・道義的責任についてであります。このたびの政治資金の取扱いについて指摘を受けたことにつきましては、深く反省しているところであります。

今後、二度とこうしたことが起こらないよう、後援会において、登録政治資金監査人である公認会計士による政治資金の収支のチェックや、政治資金規正法に精通する弁護士へ相談

できる体制を整えたところであり、法令遵守に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

1つ目の迂回献金についてですが、結局6月議会の答弁からなにも変わっていないということなんですけれども、そう言われりゃそうかと思えますけれど、これ令和3年の検察から指摘されるまで、お金、寄付と私決めつけましたけれども、これ認識なかったということなんですよね。これも私本当に不思議で仕方がないですよ。関係する政治団体がどういった会計処理がなされているのか、収入や支出がどうなっているのか、当然ご本人・当事者としては関心を持つべきものじゃないでしょうか。私なら自分の関係している団体、どういう運営されているのかな。お金は大丈夫なのかな、って心配しますよね。そういうこともなかったんですか、令和2年まで。

知事

私は政治とは関係のない分野から来ましたので、とにかく事務所のお金が回ること、法律に従ってきちんと処理すること、それは気になっておりましたけれども、きちんとやっているということで、特に違和感を持っておりませんでした。

森協議員

政治だからということじゃないと思うんですよね。経営であっても同じだと思いますので、やっぱり任せるということは大事なことなんですけれども、チェックをするというのも、その長として大事なことだと思います。迂回献金は許されるという、今の時点でどうですか？認識をお聞かせください。

知事

寄付をするにあたって、上限に1,000万円、150万円という制限があるということは、どの時点、立候補を決めた後に説明を受けた記憶というか認識はあります。そういう政党に属していないものの場合非常に枠が小さいということで、この5,000万円とかそういうことではなくて1,000万円と150万円なので、こういうことになるんだと。政治資金規正法に書いてある通りの処理をしているということで私自身それ以上疑問を持たなかったというところでございます。

森協議員

それ以上の認識は持たなかったと。素人でもですね、150万という上限があれば、別の団体を通じて1つの政治団体に行っているわけですから、結局1人の人がそれを超えて寄付したことと同じじゃないかと、普通に考えればわかると思うんですけれども、ちょっと不思議で仕方がないですが、2つ目の質問で、借り入れであったという認識を、相変わらず示されたんですけれども、質問はその根拠を示してくださいということでした。その点もう1

度お願いします。

知事

当然借り入れだと思っていたわけでありまして、それについて特に根拠というものはないわけでありまして、このお金というものは、貸し借りの時には返さなきゃ、ということですけども、あげるということになると大きなことでありまして、もしもらっていたのであればそれは大変大きなことで贈与税が発生するんだらうか、何か書類は、ということいろいろその時に考えることはあったと思いますけれども、借入金だからこそ、特に大きな認識として残っていないということでございます。

森協議員

結果として、検察から指摘されて、ということなんですけれども、残高も返済も削除しているわけですよね。で、お父さんが検察の任意の調べに対して、これは私も報道で知った話なんですけれども、「あげたお金だった」というふうに話をされているということでした。もし借り入れをしていて返済もあったとすれば、「いやいや毎年返してもらってましたよ」というふうに調べの中で話をしたと思うんです。それもなかったということだと思しますので、結局返していなかったのではないかと。借り入れではなかったのではないかと、というふうに思いますけども。もし知事の認識であればなぜ裁判で争わなかったのでしょうか。潔白を証明しようとするのも普通じゃないかと思えます。その点もいかがでしょうか。

知事

私自身も父親がどういう説明をしたか、横で聞いていたわけではありませんが、この刑事事件の記録を閲覧してもらった弁護士によりますと、父は後援会に金銭交付が寄付なのか貸付なのかの趣旨は伝えておらず、後援会が適法に経理処理してくれると思っていた、とのことでございます。選挙にお金があるだろうから、とにかくこれは適法に処理してほしいということでありまして、寄付であれば適法ではないわけですから、出した方もそんな認識はなかったはずですし、後援会も私も寄付の認識はなかった、ところでございます。

森協議員

3つ目の質問ですが、一部に理解不足もあってこのような処理をされたという答弁がございました。なにかその確かに理解不足の部分もあったと思うんですよね。けども、迂回寄付や借入金返済がなかったという、適法に処理してもらおうとお父さんが期待されていたのなら、法的に返さないといけないんだ、だから、返します、あるいはこの部分は寄付にしてもらいます、という話があったと思うんです。全く返してないというふうに私自身は受け取るんです。報道の範囲ですけどもね。だからいわば故意に、虚偽の記載をしたんじゃないか、っていうふうにしか思えないんですよ。また実際にそれを認められた、略式処分という形で認められたということですから、そういうふうにしか客観的には受け取れないと思うんです。だからすべてについて理解不足だったんですか。理解不足じゃなかった部分もあるん

じゃないでしょうか。理解不足というのであれば具体的にその部分を示してください。

知事

我々・私、後援会の認識とすれば、1回目の選挙ですいぶんお金がかかったと。2回目3回目の選挙、その時は2回目3回目と思って…とにかく毎年の後援会活動であまり借金を増やさないように、自分たちで広く薄く寄付を募るなどして事務所を回していく、というのが我々にとっての非常に大事なことでありましたし、父の方は2億円近い借入金、これを法律の範囲内で資金援助することで減らしてあげようという親心の一種だと思えますけれども、債権放棄という形で1000万円分減らしていた、ということでもあります。ですからそれは現金が動いていたわけではなく、適法に法律の範囲内で減らせるものは減らしていくということでしたので、我々自身は、とにかく政治資金規正法に則って処理をしていたということでございます。理解不足というのは、そういったことについて、そもそも借入金が存在しないということ、検察の方で認定されたということはそもそも我々自身が根本的な理解ができていなかったというところでございます。そういうことについてしっかり勉強していなかった、専門家にきちんと聞いて組み立てるのではなく、たぶんこれで大丈夫なんだろうと、そこそこ詳しいという人たちの助言で物事を進めていたということについて反省をしているところでございます。

森脇議員

5つ目の質問の、借入金返済の部分について再質問させていただきたいと思うのですが、その前に先ほどの理解不足の話で、債権放棄のね、勘違い、それはあったんだろうなと私も思いますよ。それを理由にして全体が認識不足のように言われるのはいかがなものかとまだ疑問は残ります。

それで検察からの指摘の通り、報告書を訂正された。令和2年以降の報告書はその通り訂正した。その通り訂正したことをさかのぼって、知事が当選された後から令和元年までさかのぼって同じ指摘事項を適用すると、返さなくても良い返済金がこれには計上されているわけですね。残高はもともとなかったと。じゃあこれは払ったことになっているんですか。この時点では返さないといけないという認識で払ったということにはなっているわけです。ところが実際払っていないわけです。これ一体どこに行ったんでしょうか。そういうことに関心持たれませんか。

知事

経理処理の中には、きちんと何でしたっけ。現金は動いていませんよという記述、債権放棄という記述があった場合、それも手法がちょっと違っていたということでもありますけれども、それからそれをきちんと書いていなかった場合があったそうですけれども、多くは債権放棄、つまり現金が動いていない形でのものですので、それはそういったこともあろうかなと思っています。とにかく提出したものについて、修正可能なものについて、その新しい検察から示された認識に基づいてきちんと訂正できるところを訂正するようにお願いをした

ところでございます。

森脇議員

自席で抗議

「議長、質問は、その分じゃなくて、過去にさかのぼってというところですから。平成 25 年から令和元年。」

知事

訂正できないものについては、訂正をしているわけではありません。

森脇議員

自席で抗議

「いやいや、もうすでに質問してるわけですから。それに答えてくれないと再質問できない。質問したことに答えてください。」

議長

「質問は手を挙げて行ってください。時間を進めますよ。手を上げて再質問してください。」

森脇議員

平成 25 年から令和元年まで、訂正したかどうかじゃなくて、借入金返済と書かれている、しかし実際はお金は動いていない、これどうなっているんですか、っていう質問です。

知事

先ほどご説明しましたけれども、多くのものは現金が動いていないタイプの返済でございます。私自身一つ一つの項目について理解をしているわけではありませんけれども、訂正すべきものについてはすべて訂正をしていますし、訂正できないものについて、それ自体は訂正できない、ということでございます。それぞれの一つ一つがどういうものだったか、ということは、私自身そもそも、その時々でも説明を受けていたわけではありませんし、今この場で、これについてはこうです、と私は知っているわけではありません。

森脇議員

結局、都合の悪いことは明らかにされようとしなくて、理解不足だということでやり過ぎです。問題の本質についてはね、やっぱり多額のお金を使って民主主義を冒涇した、というところにあるわけで、それについての反省もない、認識違いでしたと過ごしてしまう。これで本当に良いのかと言わなければなりません。最後に要望いたしまして終わります。